

平成 29 年 6 月 15 日

副会長  
理事長・副理事長  
郡市柔道連盟会長  
中体連専門委員長  
高体連専門委員長 様

埼玉県柔道連盟  
会長 中島 政司  
(公印省略)

埼玉県柔道連盟昇段資格に関する内規の変更について

1 講道館昇段資格に関する内規

[現行]

(1) 審議条件

この内規に示された最小年齢、修行年限、試合成績等は最低の基準を示したものであり、この基準に達しない者は審議の対象にならない。

(2) 最小年齢

昇段最小年齢は次の基準による。

初段 満 14 歳

[改正後]

当該年度内に満 14 歳に達する者であれば、受審できる。(中学 2 年生から)

※ 当該年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に達する年齢をいう。

2 埼玉県柔道連盟昇段資格に関する内規

[現行]

初段の受験資格

1 級合格者で、満 14 歳以上の者

[改正後]

1 級合格者で、当該年度に満 14 歳を満たす者

3 昇級審査について

3 級審査受験については、重大事故防止の観点から中学生以上とし、修行開始より 4 か月以上経過した者、ただし、小学生時の修行期間は含まない。